初診時保険外併用療養費の変更について

当院は他医療機関等から紹介によらず(紹介状をお持ちでない方)、もしくは直接来院された患者様(初診の方)について、「初診時保険外併用療養費」を算定しております。平成8年4月より厚生労働省指示のもと導入されたもので、地域の診療所と病院との役割分担、及び連携を図るため、病床数200床以上の病院の初診時において、他医療機関からの紹介状がない場合に、初診に係る費用として算定が許可されたものです。

「初診時」とは保険診療上の計算方法によるものであり、当院を初めて受診される 患者様以外でも、前回受診時の疾病が終了、若しくは中止の場合も対象となります。そ の期間については前回受診日より、概ね6ヶ月以上が経過した場合になります。 この 度、保険外併用療養費の見直し行うことになりました。

< 変更内容 >

- 1. 日 時: 令和 6年 4月 1日から
- 2. 負担額: 【変更前】2,200円(税込)→ 【変更後】4,400円(税込)
- 3. 対象となる方
 - 1. 当院を初めて受診される方
 - 2. 以前に当院を受診し、既に治療期間が終了(治癒)した後に再び受診される方
 - 3. 当院での受診を患者さんが任意に中止し、一定期間以上経過した後に再び受診される方

< 保険外併用療養費徴収対処外の例 >

- ① 救急の患者
- ② 国・地方の公費負担医療制度の受給対象者 (※事業の趣旨が特定の障害・疾病等に着目しているもの)
- ③ 無料低額診療事業実施医療機関における当該制度の対象患者
- ④ エイズ拠点病院における HIV 感染者
- ⑤ その他、医療機関の判断で、定額負担を求めなくてよい場合
 - (1)自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
 - (2)医科と歯科との間で院内紹介された患者
 - (3)特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診指示を受けた患者
 - (4)救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者
 - (5)外来受診から継続して入院した患者
 - (6)地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関 が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
 - (7)治験協力者である患者
 - (8)災害により被害を受けた患者
 - (9)労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
 - (10)その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を 特に認めた患者(※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、 自己都合により受診する場合を除く)
 - ※厚生労働省 令和 5 年度診療報酬改定資料より引用

対象外と思われる患者様は総合受付へ、お申し出下さるようお願い致します。

- ○一部の病院に外来患者が集中し、患者様の待ち時間や勤務医の外来負担等の 課題が生じています。
- ○このため、国の制度により、一定規模以上の対象となる病院では、紹介状を 持たずに外来受診する患者様から、一部負担金(3割負担等)とは別に、 「特別の料金」を徴収することとしています。
- ○お住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関 の機能・役割に応じた適切な受診にご理解、ご協力の程、御願い致します。